

令和元年度第4回
北海道青少年健全育成審議会
議事録

日 時：令和2年2月10日（月）13時30分開会

場 所：北海道庁本庁舎7階 共用会議室B

1 開会

○事務局（成田主幹） 皆様、本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。
ただいまから令和元年度第4回北海道青少年健全育成審議会を開催いたします。

私は環境生活部くらし安全局道民生活課青少年グループの成田と申します。本日は、会長選出までの間、進行を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。それでは開会にあたりまして、環境生活部くらし安全局長柴田千尋からごあいさつを申し上げます。

2 あいさつ

○柴田くらし安全局長 環境生活部の柴田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。開会にあたり一言ご挨拶申し上げます。

皆様には、何かとお忙しいところ、ご出席いただきありがとうございます。また日頃から青少年の育成、健全育成に関してご理解ご協力を賜り、あわせて御礼申し上げます。

この審議会ですが、北海道青少年健全育成条例に基づき設置しているものでありまして、学識経験者、団体の役職員、事業者など各分野の方と公募の方々を合わせて15名の皆様に、このたび、第7期の審議会委員として、ご就任をいただくことになりました。快くお引き受けいただき、本当にありがとうございます。これから任期2年間となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

皆様もご存知かと思いますが、最近の青少年を取り巻く状況として、スマートフォンなど、電子機器が急速に発展したことに伴いトラブルや事件に巻き込まれる事例が増加している傾向にあります。特にスマートフォンで、まだ判断力のない年齢の子供が、自画撮り、いわゆる裸や下着だとかの写真を、相手に送ってと言われて、騙されたりして送ってしまい、それが後々ずっと消えない大きな傷になってしまうという問題も増えております。

このため道では、昨年10月に、北海道青少年健全育成条例を改正しまして、自画撮りによる児童ポルノ等の要求行為自体を罰則付きで規制する等、関係機関と連携して被害防止に取り組んでいるところでございます。

このほか、ご存知のように、いじめや虐待ですとか、貧困、ひきこもりなど、青少年の健全育成に関し、様々な課題がございます。これらに対応するため、現在、第2次の北海道青少年健全育成基本計画の策定を進めているところです。

この審議会では、こうした条例改正ですとか、基本計画の策定等についてご審議いただくほか、青少年行政の推進について、それぞれの立場から様々なご意見をいただきまして、一緒になって進めていくという重要な機関となっておりますので、皆様におかれては、次代の青少年が健全に育成されるよう、それぞれの立場から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。

それでは本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（成田主幹） 次に、今回の審議会は、委員改選後初めての開会となりますので、自己紹介の場を設けさせていただきます。まず、事務局から自己紹介をさせていただきます。

○事務局（藤岡青少年担当課長） 道民生活課青少年担当課長の藤岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（林主幹） 道民生活課青少年グループ主幹の林でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（成田主幹） 青少年グループの成田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
この審議会を担当しております。

○事務局（大西主査） 青少年グループの計画などを担当しております大西と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（三浦主任） 青少年グループ主任の三浦と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（成田主幹） 次に、委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと思います。渡辺委員から時計回りでお願いしてよろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

○渡辺委員 今回、新しく委員となりました、渡辺と申します。所属は北海道新聞です。どうぞよろしくお願いいたします。

○日置委員 釧路から参りました日置です。長く委員を務めさせていただいています。釧路ではNPO法人等で若者達の支援をしておりますので、現場の声を届けられればと思っています。引き続きよろしくお願いいたします。

○新井田委員 こんにちは。2期目になります、北海道高等学校PTA連合会の会長をしております新井田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○田村委員 中学校校長会の砂川市立石山中学校校長の田村でございます。よろしくお願いいたします。

○木村委員 こんにちは。北海道子ども会育成連合会の常務理事で事務局長をしております、木村でございます。よろしくお願いいたします。

○安宅委員 北海道商工会連合会の安宅でございます。色々と意見を出していきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○那須委員 こんにちは。北海道市長会の次長をしております那須でございます。どちらかというと行政系ですが、道内35市ありますので幅広い意見を出したいと思っております。私も2期目となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○新田委員 こんにちは。石狩市のNPO法人ジェルメ・まるしえの新田と申します。不登校やひきこもりの当事者、またはご家族の方の相談や支援をしております。今回公募ということで初

めての参加となりますが、どうぞよろしく願いいたします。

○三上委員 NPO法人 ezorock の三上と申します。前期、前々期も同じ法人から公募させていただいておりますので、ご存じの委員の方も多いかと思いますが、学生を中心にいわゆる青年層と地域社会の課題を繋げてプロジェクト化して、その課題解決に努める事業を展開しております。よろしく願いいたします。

○内山委員 今期から参加させていただきます北海学園大学の内山と申します。専門は民法で、このような審議会は消費者関係のもので参加させていただいたことはありますが、青少年の審議会は初めてとなりますので、色々勉強させていただきたいと思っております。どうぞよろしく願います。

○原委員 弁護士の原と申します。私も、長く委員を務めさせていただいております。皆様と子どもや青少年のことについて色々考えていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

2 議事

(1) 説明事項

○事務局（成田主幹） 皆様、ありがとうございました。なお、本日は、河合委員、秋葉委員、鈴木委員、田辺委員の4名につきましてはご都合がございまして欠席されております。

それでは会議に移らせていただきます。

始めに、会議の成立についてご報告いたします。北海道青少年健全育成条例第50条第2項の規定により、審議会は委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができないとされているところですが、委員定数15名のところ、11名の出席をいただいておりますことから、本会議は成立することをご報告いたします。

また、本日は、オブザーバーとして青少年行政を推進するために、道庁内に設置している青少年健全育成推進本部の幹事も出席しておりますことを併せてご報告いたします。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。お手元に資料1から資料12までを配付しております。足りない資料はございませんでしょうか。本日の会議終了は15時頃を目途としております。今後の進行にご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、今回新たに委員になられた方もいらっしゃいますので、本審議会について、事務局から説明をさせていただきます。

○事務局（三浦主任） 改めまして三浦でございます。私から資料に基づいてご説明させていただきます。

まず、資料1をご覧ください。会議の公開についてですが、知事の附属機関であります審議会の会議内容については、北海道情報公開条例によって、原則公開とされております。それに則りまして、本審議会についても、公開して、報道や一般傍聴を認めることとし、議事録や配付資料についても公開することとしております。

一方、この後でご説明いたします、「北海道青少年健全育成審議会社会環境整備部会」で行う

審議のうち、資料の一番下に書いてあります有害興行の指定等に関する審議につきましては、特定企業の不利益になったり、また、委員の自由闊達な発言を妨げる可能性があるため、非公開としているところです。

公開として実施した審議会の開催結果につきましては、議事概要及び議事録を作成して公表し、非公開又は一部公開として実施した審議会の開催結果は、非開示情報に配慮した議事概要と議事録を作成し、議事概要を公表することとしております。

次に、資料2をご覧ください。傍聴についてですが、一般の方が傍聴を希望される際は、事前または当日に受付し、審議会会長の許可の上、会場へ入場することとなります。受付は先着順です。開催時の会場の大きさによって収容人数も限られますので、傍聴の定員もその都度変わります。会議の最中は、静粛に傍聴することとし、拍手などの方法で賛成、反対などの意見表明や、飲食、また議事を妨害するようなことはできません。これに従わない場合は、退場していただく場合もあります。

次に、資料3をご覧ください。北海道青少年健全育成審議会の所掌事項についてです。

お手元の資料は北海道青少年健全育成条例の第5章を構成する第45条から第52条及び第6章雑則の一部について、抜粋したものです。審議会の所掌事項等は、条例で定めております。

まず、第45条は、設置根拠です。北海道青少年健全育成審議会は、北海道における青少年の健全な育成を図ることを目的として、知事の附属機関として、設置することとされています。

次に第46条ですが、「審議会の所掌事項は、次のとおりとする。」とあります。第1号は、知事の諮問に応じ、青少年の健全な育成に関する重要事項を調査審議すること、第2号は、前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属された事務、とあります。第1号の諮問については、資料の一番下、第54条に規定されており、具体的には、「基本計画」の策定や、有害興行、有害図書類、有害がん具類、有害刃物、有害広告物を指定するとき、あるいは、有害図書類等として判断するための基準である規則を定めるときなどです。

第46条に戻りまして、第2項といたしまして、「審議会は、青少年の健全な育成に関し必要と認める事項を知事に建議することができる」とされているところです。

審議会として独自の考えや、あるいは、一般の方からの申出などにより、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるものについて、建議することができる旨を定めたものでございます。

次の第47条で、審議会は15人以内で組織するとありまして、第48条は審議会委員の構成を規定しております。(5)の「知事が適当と認める者」は、具体的には公募委員でございまして、当審議会では、2名の方を任命させていただいております。

第49条は、審議会に会長と副会長を置き、その選任は委員が互選することとなっております。このあと選出していただきたいと存じます。

第50条は、審議会の開催や定足数、議事の議決方法を定めております。

第51条は、部会についてです。

まず部会の設置につきましては、第51条第1項に「必要に応じ、置くことができる」と規定されており、部会長及び部会の委員については、第3項及び第4項において「会長が指名する」となっております。また、調査審議する内容については、第2項に「審議会から付託された事項」となっております。

具体的には、次の、資料4を御覧ください。資料4は、平成19年の第1期審議会において

決定されたものであり、中段の太字の部分が、「審議会から付託された事項」です。そして、特に、条例第54条の第1項第2号の「有害図書類の個別指定」を中心に部会でご審議いただいております。

最後に、資料5をご覧ください。資料5は、部会の設置目的や所掌事項、部会の構成等が定められた設置要綱です。

第3条で部会委員は6名となっており、任期は2年。また、資料一番下の第5条第4項において、「社会環境整備部会における議決は、これをもって審議会の議決とする。」となっており、「この場合、その結果を事後の審議会に報告するものとする」となっております。

説明は、以上です。

(2) 協議事項

○事務局（成田主幹） 事務局から審議会について説明をさせていただきました。ご質問がありましたらお願いいたします。

ご質問はよろしいでしょうか。

このような役割がある審議会ですが、委員の中から今後の審議会をとりまとめていただく会長を選出する必要がございます。会長の選出につきましては、北海道青少年健全育成条例第49条第2項の規定により、委員が互選することとなっております。

会長の選出につきまして、ご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

※各委員からの意見なし

ご意見がないようですので、事務局案を提示させていただいてよろしいでしょうか。

○各委員 はい。

○事務局（成田主幹） それでは、事務局としまして、学識者で、法律の専門家でいらっしゃいます、会長、北海学園大学の内山敏和委員の案を提示させていただきます。

委員の皆様、いかがでしょうか。

○各委員 異議なし。

○事務局（成田主幹） ありがとうございます。それでは、本審議会の会長は内山委員にお願いいたします。内山会長、会長席へ移動をお願いいたします。

※内山委員、会長席へ移動

○内山会長 それでは、これから、進行を務めさせていただきます。皆様、円滑な議事進行についてご協力お願いします。

引き続きまして、副会長の選出をいたしたいと思っております。副会長の選出について、何かご意見のある方はいらっしゃいますか。

※各委員からの意見なし

ご意見がないようですので、事務局で案があればお願いします。

○事務局（成田主幹） はい。事務局といたしましては、改正前の審議会において、副会長を務めておられた、北海道医療大学の河合祐子委員を提案いたします。

○内山会長 ただいま事務局から、北海道医療大学の河合祐子委員との提案がありました。

河合委員は、本日、所用により欠席されておりますが、改選前にも副会長を務めていらっしやったとのことですので、今期の審議会でも副会長として私をサポートしていただけたらと思います。

皆様いかがでしょうか。

○各委員 異議なし。

○内山会長 それでは、河合委員に今期も副会長をお願いしたいと思います。河合委員には事務局から副会長に選出された旨の連絡をお願いします。

○事務局（成田主幹） はい。

○内山会長 それでは、改めまして私から一言ごあいさつさせていただきます。これから会長をさせていただくということで、初めてで今期からということになりますので、何かとわからないところが多いかと思えます。

私が勤める大学では、青少年といっても学生は18歳を超えておりますが、時には自分と年齢の近い学生の相手をすることもございますので、そういった場での知見、それから専門は法律ですので、その法律の知見を生かして、北海道の青少年健全育成のために役立てることができればと思っておりますので、よろしくをお願いします。

では次に、協議事項として、部会委員の指名となっておりますので、事務局から説明をお願いします。

○事務局（三浦主任） はい。北海道青少年健全育成審議会社会環境整備部会の委員ですが、条例及び要綱により、会長が指名することとされており、任期は2年、委員は6名となっております。

○内山会長 ありがとうございます。部会の委員は会長である私が指名することとございますが、先ほど、部会の所掌事項の説明がありました。部会では、有害図書類の審査などを行うため、経験や専門性が不可欠かと思えます。

そこで、前期の委員に引き続き、部会の委員をお引き受けいただきたいと思えます。

前期の部会の委員はどうなっておりますでしょうか。

○事務局（三浦主任） はい。前期から引き続き委員となっていていただいているのは、秋葉委員、河合委員、田村委員、原委員の4名です。北海道新聞社の熊谷委員、ガーディアンエンジェルの菅原委員は退任されております。

○内山会長 それでは、秋葉委員、河合委員、田村委員、原委員を前期に引き続き、部会委員に指名させていただきたいと思っております。また、前期の熊谷委員に替わって、北海道新聞社から渡辺委員が選出されていますので、渡辺委員、それから、青少年の健全育成を行う団体として、新たに北海道子ども会連合会から木村委員が選出されていますので、両委員にも部会員をお願いしたいと思っております。

部会長には、本審議会の副会長となりました河合委員をお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○各委員 異議なし。

○内山会長 それでは、皆様よろしく申し上げます。また、本日欠席の河合委員、秋葉委員には、事務局から部会委員に選出された旨の伝達をお願いいたします。

○事務局（三浦主任） はい、承知いたしました。

○内山会長 次に、協議事項のウの審議会の公開について事務局から説明をお願いします。

○事務局（藤岡青少年担当課長） はい。資料1と6をご覧ください。

資料1は現在の審議会の公開の考え方について書かれたものでして、これを資料6の内容に変更することを提案いたします。

変更箇所についてですが、削除する箇所は二重線、追加する箇所はアンダーラインとなっております。

変更の理由ですが、道では、本審議会を含む知事の附属機関の運営などの基準として、「附属機関等の設置又は開催及び運営に関する基準」というものを定めておりました、この基準が変更となったため、本審議会の公開の方法についても変更したいと考えています。

まず（3）についてですが、これまでの道の基準では、公開として実施した審議会の開催結果は、10日以内に議事概要を公開し、30日以内に議事録を公開するとなっていました、この基準が変更となり、議事概要に関する規定がなくなりましたので、本審議会の公開の基準も合わせたいと考えています。

議事概要は作成いたしません、道の基準に従い10日以内に会議資料を公開し、30日以内に議事録を公開いたしますので、審議の透明性は十分に確保できると考えております。

次に（4）についてですが、一部公開という表現を一部非公開に変更していますが、これも道の基準で使用していた文言が変更になったことから、文言を合わせたもので、実質的な変更はありません。

非公開又は一部非公開で実施した審議会の開催結果は、新しい道の基準でも議事録と非開示情報に配慮した議事録の概要版を作成し、概要版を公開するとなっており、これまでと実質的な変更はありませんので、本審議会についてもこれまでどおりの取扱いとしたいと考えております。

以上でございます。

○内山会長 ただいま、事務局から今後の審議会の公開のあり方について提案がありました。これまで、公開で実施した審議会の開催結果として議事概要と議事録を作成することとしていましたが、本審議会を含む道の附属機関の運営等の基準に合わせて、議事録のみを作成すること等としたいとのことでした。

ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

○渡辺委員 はい、いいですか。

○内山会長 はい、どうぞ。

○渡辺委員 10日以内に会議録を作るとおっしゃったように聞こえたのですが。

○事務局（藤岡青少年担当課長） 10日以内は議事概要です。

○渡辺委員 その後の改正後のことです。こちらでは議事録を作成するというお話ですが、ご説明の中で10日以内に会議録を作って、30日以内に議事録を作成するとご説明があったかと思うのですが、その会議録というのは、どういう性質のものになるのでしょうか。

○事務局（藤岡青少年担当課長） 会議資料となります。今回お配りしている資料の全部をホームページで公表します。

○渡辺委員 わかりました。

○内山会長 その他のご質問はありますか。

○那須委員 はい。よろしいでしょうか。

○内山会長 どうぞ。

○那須委員 細かな話にはなるのですが、資料6の1の(3)と(4)は先ほどの課長の説明では、議事概要は作成しないけれども、議事録は作成するように変更したとのことでしたが、(4)をみると、最後の2行くらいに「議事概要を作成し」とか、「議事録を作成し」とか、さらに「議事概要は行政情報センターに配架する」等と書いていて、一貫性がないように感じるのですが大丈夫なのでしょうか。

○事務局（藤岡青少年担当課長） 資料の作りが分かりにくかったのかもしれませんが、議事録のみ作成するとなったのは、公開として実施した審議会の場合で、非公開又は一部非公開で実施した開催した開催結果は、従来どおり議事録と非開示情報に配意した議事録の概要版を作成するという違いです。

○那須委員 （4）の非公開のところは議事録を作成し、と書いてあるのですがね。

○渡辺委員 今の部分で再度質問です。

○内山会長 はい、どうぞ。

○渡辺委員 （4）のところは、つまり、非公開又は一部非公開の場合は、議事概要も引き続きある、作る、ということが道全体の枠組みであって、議事概要がなくなるのは公開するものということなのでしょうか。

○事務局（藤岡青少年担当課長） そういうことになります。

○内山会長 はい、その他にございませんか。

○事務局（成田主幹） よろしいでしょうか。

○内山会長 はい、どうぞ。

○事務局（成田主幹） この審議会は、公開で実施していますので議事録を作成しまして、すべて公開をいたします。ですが、一部非公開又は非公開で実施した会議につきましては非開示情報が含まれている場合がございますので、すべての議事録を公開するのは難しいということがあります。このため、議事録は作成しますけれども、実際に公開するものに関しましては非開示情報に配意した議事概要を公開するという内容になっております。

○那須委員 わかりました。

○事務局（柴田くらし安全局長） はい、よろしいでしょうか。

議事録等につきましては経過を申し上げますと、以前から委員をやられている方はご存じかと思うのですが、道の審議会で、議事録や議事概要をきちんと作成していないという問題が起きて、それが2年ほど前の話です。

実は発端となったのが、この審議会もちょっと絡んでおまして、それで、道庁全体で審議会の公開なり、議事録の作り方等々はいかにあるべきかということをし直しまして、そしてその方針に基づき、先ほど申し上げたような、基本的には議事録を作成して全部公開する。ただし、公表できない、非公開の部分があるものについては、議事概要を公開するというような仕切りになったものです。

この青少年健全育成審議会の考え方もこれに合わせようとするものでして、公開できるものは全部公開する、というのが基本的な考え方です。

(3) 報告事項

○内山会長 はい。以上の説明がございましたけれども、何かご質問やご意見等はございますでしょうか。

特にないようでしたら、事務局案のとおり、公開で実施した審議会の開催結果は、議事録のみを作成するという形にいたしたいと思えます。

では次に、(3)の報告事項のアの有害図書類の指定状況について事務局から報告をお願いします。

○事務局（三浦主任） はい。資料7をご覧ください。

有害図書類の指定状況についてですが、資料7の一番下「部会設置要綱第5条第4項」に記載のとおり、「部会における議決は、これをもって審議会の議決とする」、「その結果を事後の審議会に報告する」こととなっておりますので、前回の審議会終了後に開催いたしました部会での有害図書類の議決結果をご報告させていただきます。

前回の部会で、「有害図書類の指定について」知事より4冊の図書類を諮問させていただきました。諮問した図書についてご審議いただいた結果、ここに記載しております4冊すべてが有害図書類として議決されました。

この議決及び答申を受けまして、道では令和元年11月1日付けで北海道公報により有害図書類として告示し、当課ホームページにても公表し、図書組合等の取扱事業者をはじめ、警察や検察庁といった機関などにも通知しているところです。

有害図書類の指定状況につきましては、以上です。

○内山会長 ただいま、有害図書類の指定状況について報告がありました。ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

ないようでしたら、次に行きたいと思えます。次はイの北海道青少年健全育成条例の一部を改正する条例の施行について事務局から報告をお願いします。

○事務局（藤岡青少年担当課長） はい。北海道青少年健全育成条例の一部を改正する条例の施行についてご説明いたします。資料8をご覧ください。

自画撮り被害と呼ばれる児童ポルノ被害の防止と青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるゲームソフトを適切に有害図書類に指定するため、令和元年10月16日に公布した北海道青少年健全育成条例の一部を改正する条例ですが、本年1月1日に施行となっておりますのでご報告いたします。

改正条例の施行により、青少年に対して資料に記載の①から⑥までの不当な手段等により、当該青少年の児童ポルノの提供を求める行為が罰則付きで規制されます。

また、ゲームソフトにつきましても、卑わいな姿態等を描写した場面が連続3分、又は合わせて5分を超えるものや、本年1月7日に指定しました資料に記載のゲームソフト審査団体が青少年の視聴を不適当としたものは、自動的に有害図書類となり、青少年への販売などが罰則付きで

規制されます。

今後は自撮り被害の防止や不適切なゲームソフトが青少年に販売されることのないように、関係機関と連携して改正条例の周知を行ってまいります。

○内山会長 ただいま、北海道青少年健全育成条例の一部を改正する条例の施行について報告がありました。ご意見質問等はありませんでしょうか。

ないようでしたら、次のウの北海道青少年健全育成基本計画の推進状況について事務局から報告をお願いします。

○事務局（大西主査） はい、道民生活課大西と申します。よろしくお願いたします。私からは資料9と資料10に関連する内容について説明いたします。

資料10は大冊になりますのでそれを簡単にまとめた概要版が資料9となっています。

まず、今回5名の方が新しく審議会の委員となられていますので、簡単にではありますが、この資料のタイトルにあります、青少年健全育成基本計画についてお話しいたします。

資料9の「1基本計画とは」についてですが、この計画は北海道青少年健全育成条例に基づき定める、平成20年度から今年度までの概ね10年間を計画期間とする計画です。令和2年度からは第2次基本計画として5年間の計画期間で策定する予定です。

次に、「2推進状況の把握と報告」についてですが、計画策定後は、青少年の健全育成に関して講じた施策の実施状況を、青少年健全育成審議会に報告し、毎年公表しています。推進状況は、前年度の実績と、現年度の予定というつくりになっています。今年度は令和2年度からの新計画を策定するにあたり、現計画の推進状況のご報告が本日となってしまいましたが、例年は11月頃には審議会の皆様へ報告を行っております。

次に資料の中ほどに『参考』、二重線で「事業数」とありまして、平成30年度事業は305件で、再掲を除くと173件の事業、という記載があります。資料10でまとめている平成30年度の事業実績件数が305件ありますというもので、資料10では2ページから55ページまでに個別の事業概要等のこととなります。

次に資料9にもどりまして、二重線で「施策体系に関連する主要指標及び事業数」のところをご覧ください。

現計画で基本方針（5）、施策の目標（11）などと記載しているものがありますが、これは資料10の1ページ目の「1施策の基本的方向と体系」の部分に簡単に記載しています。ここで資料10の1ページの一番左端に計画の「目的」があり、そのすぐ右隣が「基本方針」となります。これが現計画では5本、そのすぐ右隣が「施策の目標」で11本、さらにそれに繋がる主な取組というのが（1）から（48）まで48本あり、この主な取組にそれぞれ関連する事業が全部で305件あるという一覧となっています。

資料10の見方としましては、例えば1ページの基本方針「1青少年の豊かな人間性をはぐくむ環境づくり」のうち、施策目標の「3地域ぐるみで青少年を育てる環境づくりの促進」をみると、主な取組が（9）から（15）まであります。この中で（9）地域ぐるみの青少年育成活動の促進を例にとりて見てみますと、その右隣に52から66までの数字が書いてあります。この数字は通し番号になっており、（9）について記載しているのが、資料10の13ページから15ページまでが主な取組に関連する個別の事業をご紹介しますものとなっています。

個別の事業のページでは事業名の他、事業概要、平成30年度の実績、令和元年度の予定、予算、事業担当課を記載しています。

資料9に戻っていただき、中段の「主な取組(48)」の真横に「主要指標(26)」と記載していますが、これは、資料10の56ページに一覧にしております。先ほどの主な取組の推進状況をはかるものとして掲載しています。

資料9に戻ります。さきほどご覧いただいた現計画の主要指標と事業数の下に「第2次計画(予定)」とあります。ここでは詳しくはお示ししていませんが、次年度からの計画は施策体系を大きく見直しているため、基本方針から各事業まで、その上の現計画と比較しますとそれぞれに違いがあることがわかります。平成30年度と比較して事業数が減っていますが、これは次期計画を策定するにあたり、施策の目標、主な取組を見直したものであるもので、青少年健全育成に関するものが後退したというものではありません。

資料9の「3その他」についてですが、さきほど申し上げましたが、本日審議会に推進状況を報告したのち、道のホームページで資料10を公表することとしています。

私からの説明は以上となります。

○内山会長 ありがとうございます。ただいま北海道青少年健全育成基本計画の推進状況について報告がありましたが、ご意見ご質問等はありませんでしょうか。

○渡辺委員 はい。基本的なことでもいいですか。

○内山会長 はい、どうぞ。

○渡辺委員 305という数字についてですが、表紙の番号は309まであるのですが、これはどこかで欠番が生じている、ということよろしいのでしょうか。

○事務局(大西主査) はい。305件というのは平成30年度の事業番号でして、今の1ページ目の309については令和元年度の事業番号となるので、平成30年度から新規事業として増えたものがあり、それが309件になっているということになります。

○渡辺委員 はい。わかりました。

○内山会長 その他にご質問、ご意見ありませんでしょうか。

ないようでしたら次に参りまして、次は、エの第2次北海道青少年健全育成基本計画について、事務局から報告をお願いします。

○事務局(林主幹) 道民生活課の林です。よろしくお願いたします。

私からは、第2次北海道青少年健全育成基本計画の策定に向けた経過報告をさせていただきます。お手元に資料11と資料12をお配りしていますが、主に資料11に沿って説明させていただきます。なお、資料12は、答申をいただいた素案を基に道として作成した素案の概要でございますので、参考としてご覧ください。

基本計画につきましては、昨年10月に本審議会から素案として答申をいただいたところでございます。その後、資料11の1番にありますとおり、11月25日に道議会へ素案の報告を行い、第4回定例会で、その内容について議論されました。内容としては、社会問題となっているギャンブル等依存症とゲーム依存への対策について計画に盛り込むべきではないかというものです。この議会議論を踏まえまして、その内容を盛り込んだ形で修正案を作成し、先日、庁内各部に意見照会を行ったところでございます。

また、資料の2番に記載しておりますとおり、昨年11月26日から12月25日まで、パブリックコメントを実施いたしました。その結果、(2)にありますように、児童相談所の機能強化や優良図書の推奨に関するものなど、8件のご意見をいただいたきまして、現在、これらのご意見に対する道の考え方を整理しているところでございます。

なお、他の計画との統一性などの観点から、計画の名称につきましては、答申時に「第2期」とされていたものを「第2次」に修正するとともに、計画の構成につきましても、第4章と第5章の順番を入れ替え、「推進体制」の部分を最後に記述することにいたしました。

今後の予定でございますが、パブリックコメントや庁内各部の意見を踏まえまして、道案を作成し、2月26日に道議会に報告後、3月下旬に計画を決定したいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○内山会長 ありがとうございます。ただいま第2次北海道青少年健全育成基本計画について、事務局から報告がありましたが、ご意見やご質問等はございますでしょうか。

○原委員 はい。教えていただいてよろしいでしょうか。

○内山会長 どうぞ。

○原委員 はい、ゲーム依存症だと青少年にも関わってくると思うのですが、ギャンブル等依存症も0歳から18歳までの年代で、何か問題になっているということなのでしょうか。

○事務局（林主幹） 今のところ実際に青少年が依存するということではなく、将来的に青少年が依存に陥らないような予防という観点から、思春期の部分に入れ込むような検討をしております。

○原委員 はい、ありがとうございます。

○丸山会長 その他にございませんか。

○日置委員 はい、関連してでもよろしいでしょうか。

○内山会長 はい、どうぞ。

○日置委員 議会ではどのような意見や質問等があったのか、もう少し詳しく教えていただきたい

いです。依存症は色々な種類があって、ほとんどが同じような背景から発生するものだと考えているのですが、今回ギャンブルとゲームが取り立てて注目されているのか、若しくは依存症全体として計画に入るのかでは、性質が違おうと思います。経過と計画におけるこれらの依存症の予防や扱いなどについて、わかれば教えてほしいです。

○事務局（林主幹） 議会で議論になったのは、全般的な依存症というよりも、ギャンブル等依存とゲーム依存について議論されておりました。特に、ゲーム依存については文部科学省も問題視しており、学校教育の方で予防教育のようなことを取り入れるような話もありました。

計画では、飲酒や喫煙につきましても依存症に入ってきますが、こちらの方も思春期のところで、将来的に飲酒喫煙も含めたような表現で、飲酒喫煙ギャンブル等を始めとする、様々な依存に陥ることないように、というような形で、依存症全般に将来的に陥ることないように予防教育というような内容にしたいと考えております。

ただ、ゲーム依存の方は、また違う観点で、実際に子どもたちが依存に陥る危険性がすぐそこ目の前にあるということで、基本的な生活習慣という部分で、実際の子どもの生活、例えば、食事や睡眠の時間が削られるだとか、そういう発達段階にある青少年の心身に悪影響を及ぼすということで、ゲームへの過度な依存を防ぐために、学校教育を中心とした指導の充実に努める、というような内容の記載にしたいと考えております。

○日置委員 インターネットの依存みたいなものは出ているのでしょうか。身近なものでいうとゲームよりも、幼少期からインターネット動画やY o u T u b eを視聴するとか、中高生だとSNSやツイッター、ラインにのめり込み、それをチェックしたり見ていないと気が済まないという中毒のようになっている若者が多いような気がします。ですからゲームよりもスマートフォンやインターネットの方が深刻だと思います。

○事務局（林主幹） 情報化社会の対策という部分で、すでに答申いただいた内容の中に、スマートフォン等の情報機器を適切に利用できるように年齢に応じた家庭での利用のルールづくりの必要性などの記載がありましたので、その部分でインターネット依存の方は読み込めるのではないかと考えております。

○日置委員 ギャンブル依存は、I Rの関係で議論になったのかなと思っているのですが、それよりも青少年の健全育成ということなので、どちらも必要だとは思いますが、青少年の実態に即した内容が必要なのだと思います。

○事務局（林主幹） 依存症は全般的にギャンブル等依存に偏った書き方ではなくて、将来的に、という意味で、現実的に思春期の青少年がギャンブルをやるというそういう観点ではなく、将来的に陥らないために、正しい知識や危険性を普及啓発していくことだと考えております。

また、高校生ぐらいの早い段階から、思春期のところで飲酒喫煙と合わせて、あらゆる依存症に陥らないというような内容で、ギャンブルに特化する書き方にはしないつもりでおります。

○日置委員 はい。最後に依存症に関しては、今までの啓発は起こらないように、例えば、薬物

やゲーム依存は恐れさせて、なったら大変なんだという教育が中心でした。しかし、実態としては臨床段階でも依存症に陥るメカニズムが解明されていて、幼少期の逆境体験、要するに虐待経験や孤立や何らかの障害や辛さがあるからこそ、人に頼らず依存するということが大分理解されています。

このように、苦しい状況にあることをちゃんと相談できる、大人が介入できる仕組みがあつての教育にしないと、起きたら怖いよ、だめだといくら言っても、孤独感を感じて苦しい状況にある子ども達は、いくらだめと言われてもそれにすぎるしかない実態があると思いますので、こういったこととセットで計画にも入って欲しいなという願いはあります。

○事務局（林主幹） ありがとうございます。参考にさせていただきます。

（４） その他

○内山会長 はい、よろしいでしょうか。その他のご意見、ご質問がございますでしょうか。

第2次基本計画はこの審議会の答申を元に、年度内に策定される予定との説明でした。しっかりとした計画になるように引き続きご尽力いただきたいと思います。

最後に、その他になりますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。

ないようでしたら、事務局からその他として何かございますでしょうか。

○事務局（藤岡青少年担当課長） はい。次回の審議会の開催についてですけれども、令和元年度内はちょっと難しいと考えておりますので、令和2年の4月以降に、改めてご連絡させていただきたいと考えております。

○内山会長 はい、以上で本日の議事を終了いたします。皆様、お疲れ様でございました。